

IV. 金属材料試験片に関する規格(引張試験片)

1. 適用範囲

この規格は、金属材料の引張試験に用いる標準試験片（以下試験片という）について規定する。いずれの試験片を用いるかは、それぞれの材料規格による。

2. 用語の意味

この規格で用いるおもな用語の意味は、つぎのとおりとする。

- (1) 平行部とは、試験片の中央部における同一断面を有する部分をいう。
- (2) 標点距離とは、平行部につけた2標点間の距離であって、伸び測定の基本となる長さをいう。
- (3) つかみ部とは、試験機のつかみ装置につかまれる部分をいう。
- (4) 肩部の半径とは、平行部に応力を均一に分散させるため平行部とつかみ部との間に設ける半径をいう。

3. 試験片の種類

試験片は、その形状および寸法により1～14号試験片に区分し、それらの標準寸法はつぎによる。

(1) 1号試験片

この試験片は、主として鋼板、平鋼および形鋼の引張試験に用いる。

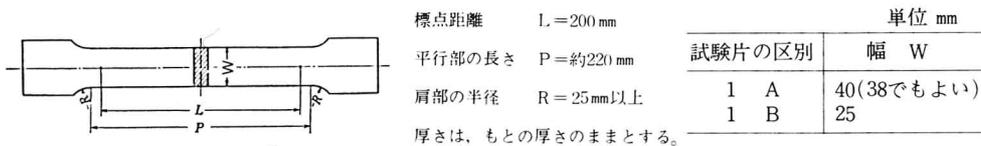


図4-1

(2) 2号試験片

この試験片は、材料の呼び径（または対辺距離）が25mm以下の棒鋼の引張試験に用いる。標点距離Lは径（または対辺距離）Dの8倍とし、つかみ部を太くするもので

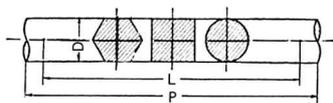


図4-2

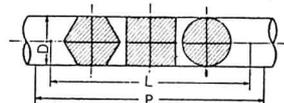


図4-3